

第72号議案

J R馬堀駅前、J R並河駅前及びJ R千代川駅前
自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
J R馬堀駅前自転車等駐車場
J R並河駅前自転車等駐車場
J R千代川駅前自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 駐輪サービス
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

J R 馬堀 駅前、 J R 並河 駅前及び J R 千代川 駅前
自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
J R 馬堀 駅前、 J R 並河 駅前及び J R 千代川 駅前自転車等駐車場	株式会社 駐輪サービス	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日